

地籍調査ではできない登記手続き

地籍調査では、以下の登記手続きはできません。

●所有権の移転登記（相続、交換、売買など）

【例】

- ・何代か前の祖先名義を自分名義に書き替えることはできません。
- ・「以前隣の家と土地を交換（又は売買）したが登記をしていないので書き替えてほしい」という要望にはお答えできません。

→司法書士へ個別にご相談ください。

●抵当権の解除等、所有権以外の権利に関する登記

【例】

- ・「返済が終了したので抵当権を解除してほしい」という要望にはお答えできません。

→抵当権者へ個別にご相談ください。